

ハルメクグループ 行動規範

令和2年8月3日 制定

ハルメクグループ
コンプライアンス委員会

第1章 総則

ハルメクグループの全ての役員・社員は、コンプライアンス基本方針に基づく行動規範を遵守し、各国・地域での事業活動を行うことと致します。

第2章 行動規範

1. 法令遵守

(1) 法令・社内規程の遵守

事業活動を行う各国・地域のあらゆる適用法令及び規則を遵守し、誠実かつ倫理的に事業活動を行うことはハルメクグループの基本方針であり、自らの業務に関連する全ての法令、規則及び社内規程の要請を確認し理解することは、ハルメクグループの役員・社員の責務です。

2. 社会貢献

(1) 社会的課題の解決

社会の持続的発展に寄与することが良き企業市民としての責務であり、社会貢献活動を通し、積極的に社会が抱える課題解決に取り組みます。

(2) 環境保全

かけがえのない地球環境を健全な状態で次世代に引き継ぐことは今を生きる我々の責務であり、環境を配慮した事業活動を行うとはもとより、プロジェクトや事業を検討する際には環境への影響を重要な判断基準の一つとして考慮いたします。

3. 職場環境

(1) 人権尊重

全ての人々の人権を尊重し、公正で適切な人材活用を行うと共に、明るく快適で働きやすい職場環境の維持に努めます。

(2) ワーク・ライフ・バランス

従業員の健全かつ安定した生活を確保する為、長時間労働の是正に努めると共に、従業員の抱える育児や介護、または病気などの多様なライフステージを理解し、役員及び従業員が協力して補うことで安心して働ける雇用環境の整備に努めます。

(3) 健康経営

従業員一人ひとりの心身の健康こそが大切な財産であり、従業員の健康管理を経営的な視点で捉え、戦略的に取り組みます。

4. 情報管理

(1) プライバシーの保護

ステークホルダーの皆様からお預かりした個人情報は大切な財産であり、またハルメクグループにとっても新たな価値を創造する貴重な資産であることを認識し、個人情報保護法を遵守し厳重に管理いたします。

5. 倫理的行動

(1) 利益相反の防止

あらゆるビジネス上の判断及び活動は、自らの利益ではなく、会社にとって最善の利益となるように判断し行動いたします。

(2) 反社会的勢力との断絶

反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で臨み、取引等一切の関係を持ちません。

附則

この規定は、令和2年8月3日から施行する。